

——「ホミック通信」は編集者の気分まかせて、不定期に発行いたします——

# ホミック通信

Vol. 12

黄金週間直前号

2009.4

発行/〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集/ 梶田美穂  
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

ゴールデンウィークが目の前です。

遠出の予定がなくても、なんだか気もそぞろになってしまいます。

新緑の季節が一番好きで、

事務所のコーポレートカラーにグリーンを選んだのもきっとそのせい。

生命力あふれるこの時期、紫外線など気にせずに屋外を楽しみたいですねー。

## ■ 後見開始の申立

「物忘れの始まった親御さんや障害を持つ子供さんに成年後見開始を申し立てなくてはならなくなった」その契機としてよく耳にするのが「銀行、保険会社でそう言われたから」というものです。一昔前までは、家族が本人の通帳や証書と印鑑を持参すれば大抵の手続きが可能でしたが、今は金融機関に厳格な本人確認を義務付けられている関係上、ご本人以外の手続きは困難となりました。

本人の施設利用料を支払うために年金を下ろしたいだけなのに、なぜこんな面倒な手続きをしなければならないのか?との声もよくお聞きします。ご家族の適正なサポートがある中で、金融機関等の手続きのためだけの成年後見制度利用は確かに負担が大きい側面もあると思います。けれど、後見人になればご本人が悪徳商法で騙されるなどしても後から取り消すことができますので、利用するメリットも十分にあるのです。さらに言えば、権限なく家族がした行為は、法的に言えば不安定な状態で好ましくありません。

一方で、ご本人の選挙権がなくなることや、後見人は年に一度程度、家庭裁判所に報告書を提出しなくてはならないことは、事前に承知しておいていただきたいことです。また、家計の中でご本人のお金を分別して管理しなくてはなりません。

では続いて、いざ具体的に申立となった時のポイントをご説明します。

### ポイント 1 申立人には誰がなるか？

民法では本人・配偶者・四親等内の親族などが申立をすることができます。家庭裁判所の統計でも、夫や妻、子が申し立てている割合が圧倒的に多くなっています。

ちなみに、申立をする親族がいない場合には、市町村長が申立をすることもできますので、ご安心を。但し、市町村長が申し立ててくれるまではそれなりの手続き・日数を要します。

### ポイント 2 診断書を誰に作成してもらうか？

成年後見開始の申立書には、医師の意見を書いた「診断書」を添付する必要があります。家庭裁判所が用意している専用の「診断書」を医師に渡して記入してもらいます。医師は精神科専門である必要はなく、内科などでも構いません。日頃接点がある医師の方が、的確な判断を下してくれるとも考えられます。

診断書とセットで「鑑定についてのお尋ね」という用紙があり、医師が引き続いて鑑定も引き受けるかどうか答えるようになっています。鑑定も、内科の医師で差支えなく、申立人サイドから見れば、引き続き鑑定を引き受けてもらえると手続きがスムーズに運ぶことになります。

### ポイント 3 類型は何を選択するか？

法定後見には、判断能力の衰えの程度が重い順に「後見」「保佐」「補助」の三つの類型があります。

「後見」では、代理権と取消権によって後見人が全面的に本人を支援する形になっているので、特に悩むことはありません。

一方、「保佐」「補助」は代理権と同意権（取消権）を組み合わせる利用することになり、ご本人の生活を支援するためにどのような代理権・同意権が必要なのか検討することになります。

診断書にどの類型に該当するか医師の意見が記載されているので、その結果を参考に決めることになるでしょう。但し、医師の意見が絶対なわけではなく、最終的にはご本人の生活支援のために何が最善かを考えて決定します。

添付書類として、戸籍謄本や「登記されていないことの証明書」、預金通帳のコピーなどの指示がありますが、大阪家裁を始めとして近畿一円の家庭裁判所では「後見開始申立セット」を用意していますので、それを入手すればあまり迷わず準備ができると思われます。

当事務所では、第三者として後見人を引き受けるだけでなく、ご家族が後見人になる予定だけでも申立書を作成するのが大変だとお考えの場合に、「成年後見開始申立書」の作成を承ることもあります。特に、保佐や補助の申立で代理権・同意権の利用方法に迷われる場合には、経験に基づくアドバイスができると考えています。

#### 司法書士の仕事

- 不動産登記
- 商業・法人登記
- 裁判
- 成年後見
- 相続・売買・贈与など
- 設立・役員変更など
- 訴訟・調停・和解・破産など
- 任意後見契約・遺言・死後事務など